特定非営利活動法人くらしサポートセンターふきのとう定款

第１章　総　則

第１条　（名称）
　この法人は、特定非営利活動法人くらしサポートセンターふきのとうという。

第２条　（事務所）
　この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区田中飛鳥井町 50 番地に置く。

第２章　目的及び事業

第３条　（目的）
　この法人は、広範な住民に対して、保健・医療・介護・福祉に関する事業、及び社会保障と平和に関する事業を行い、地域の助け合いのネットワークを広げることによって、健康で安心して住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。

第４条　（特定非営利活動の種類）
　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　まちづくりの推進を図る活動
(4)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(5)　子どもの健全育成を図る活動

第５条　（事業）
　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　特定非営利活動に係る事業
　①　在宅生活支援の事業
　②　健康づくりの事業
　③　介護保険法に基づく第１号訪問事業
　④　サポーター・ボランティアの育成、研修の事業
　⑤　健康・医療・介護・福祉の相談、学習の事業
　⑥　情報発信、支援のネットワークづくりの事業
　⑦　子どもの保育、生活・学習支援の事業
　⑧　社会保障と平和の推進ための事業
　⑨　福祉有償運送事業
　⑩　その他本法人の目的達成に必要な事業

第３章　会　員

第６条　（種別）

この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第７条　（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第８条　（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第９条　（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

第 10 条　（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第 11 条　（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

第 12 条　（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　５人以上 20 人以内

(2)　監事　　２人以上３人以内

２　理事のうち、１人を理事長とし、２人以内の副理事長を置くことができる。

第 13 条　（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第 14 条　（職務）
　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
３　理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第 15 条　（任期等）
　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 16 条　（欠員補充）
　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 17 条　（解任）
　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 18 条　（報酬等）
　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 19 条　（職員）
　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総　会

第 20 条　（種別）
　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

第 21 条　（構成）
　総会は、正会員をもって構成する。

第 22 条　（権限）
　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項

第 23 条　（開催）
　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

第 24 条　（招集）
　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 14 日前までに通知しなければならない。

第 25 条　（議長）
　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 26 条　（定足数）
　総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 27 条　（議決）
　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 28 条　（表決権等）
　各正会員の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第２項、次条第 1 項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 29 条　（議事録）
　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。
３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成を行った者の氏名

第６章　理事会

第 30 条　（構成）
　理事会は、理事をもって構成する。

第 31 条　（権能）
　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 32 条　（開催）
　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 33 条　（招集）
　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の７日前までに通知しなければならない。

第 34 条　（議長）
　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 35 条　（議決）
　理事会における議決事項は、第 33 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 36 条　（表決権等）
　各理事の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 37 条　（議事録）
理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

第 38 条　（資産の構成）
この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

第 39 条　（資産の区分）
この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

第 40 条　（資産の管理）
この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 41 条　（会計の原則）
この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 42 条　（会計の区分）
この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

第 43 条　（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 44 条　（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 45 条　（予算の追加及び更生）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 46 条　（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 47 条　（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 48 条　（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

第 49 条　（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

第 50 条　（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続き開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾

を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 51 条　（残余財産の帰属）
この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会で決議した公益社団法人に譲渡するものとする。

第 52 条　（合併）
この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

第 53 条　（公告の方法）
この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章　雑　則

第 54 条　（細則）
この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　　熊谷靖子
理事　　川島早　、山田美智子、河合　利、床井多惠、國井琢磨、児島　寛
田村貴明、小林智裕、西藤　治、宮園みさお、甲田牧子、　井壽人
監事　　宍戸直樹、氏野博文
３　この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から 2017 年 5 月 31 日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2017 年 3 月 31 日までとする。
６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)　正会員　　入会金　　0 円
会費(年度)　　1,000 円
(2)　賛助会員　　入会金　　0 円
会費(年度)　　一口 3,000 円（一口以上）
附則　この定款は、定款変更認証の日から施行する。

2026年度の事業計画書

2026年　4月　1日から　2027年　3月31日まで

特定非営利活動法人くらしサポートセンターふきのとう

1　事業実施の方針

・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事 業 名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数
在宅生活支援の事業	清掃、通院付添、話し相手、買物、調理、外出付添、草取り等	(A) 月曜～土曜の午前 9 時～午後 6 時 (B) 利用者の自宅、通院・外出先 (C) 25 人	(D) 支援が必要な高齢者 (E) 70 人
サポーター・ボランティアの育成、研修の事業	ボランティア交流会	(A) 半年に1回 (B)オンラインとあすかいホッとスペース	(D) ボランティアスタッフ (E) 20 人
サポーター・ボランティアの育成、研修の事業	車いす講習会	(A) 3ヵ月に1回 (B)オンラインとあすかいホッとスペース	(D) ボランティアスタッフ (E) 20 人
介護保険法に基づく第1号訪問事業	支え合い型ヘルプサービスにおける生活支援	(A)月曜～金曜午前8時～午後4時 (B)利用者宅 (C)2人	(D)利用者 (E)3人

福祉有償運送事業	ドアツードアの個別輸送を行う	(A)月曜～金曜午前8時～午後6時 (B)利用者から目的地まで (C)2人	(D)登録利用者 (E)8人

(備考)

1　2は，(1)には特定非営利活動に係る事業，(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

2　2(2)には，定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの，当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合，「実施しなかった」と記載する。

2027年度の事業計画書

2027年　4月　1日から　2028年　3月31日まで

特定非営利活動法人くらしサポートセンターふきのとう

1　事業実施の方針

・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

事 業 名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数
在宅生活支援の事業	清掃、通院付添、話し相手、買物、調理、外出付添、草取り等	(A) 月曜～土曜の午前 9 時～午後 6 時 (B) 利用者の自宅、通院・外出先 (C) 25 人	(D) 支援が必要な高齢者 (E) 70 人
サポーター・ボランティアの育成、研修の事業	ボランティア交流会	(A) 半年に1回 (B)オンラインとあすかいホッとスペース	(D) ボランティアスタッフ (E) 20 人
サポーター・ボランティアの育成、研修の事業	車いす講習会	(A) 3ヵ月に1回 (B)オンラインとあすかいホッとスペース	(D) ボランティアスタッフ (E) 20 人
介護保険法に基づく第1号訪問事業	支え合い型ヘルプサービスにおける生活支援	(A)月曜～金曜午前8時～午後4時 (B)利用者宅 (C)2人	(D)利用者 (E)3人

福祉有償運送事業	ドアツードアの個別輸送を行う	(A)月曜～金曜午前8時～午後6時 (B)利用者から目的地まで (C)2人	(D)登録利用者 (E)8人

(備考)

1　2は，(1)には特定非営利活動に係る事業，(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

2　2(2)には，定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの，当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合，「実施しなかった」と記載する。

活　動　予　算　書

2026年4月1日～2027年3月31日

特定非営利活動法人くらしサポートセンターふきのとう

(単位：円)

科　　目	2026年度予算
Ⅰ　経常収益	
1.受取会費	
正会員@1,000　×　口	100,000
賛助会員@3,000×　口	150,000
2.受取寄付金	
受取寄付金	10,000
3.事業収益	
①在宅生活支援事業	
ボランティア事業	1,600,000
②介護保険事業	
支え合い型ヘルプサービス事業	564,000
③福祉有償運送事業	
福祉有償運送事業	450,000
4.受取助成金	
受取助成金	-
5.その他収益	
受取利息	-
雑収入	-
経常収益計 ①	2,874,000
Ⅱ　経常費用	
1.事業費	
(1)人件費	
給与手当　ボランティア事業	1,660,000
給与手当　介護保険事業	288,000
給与手当　福祉有償運送事業	288,000
人件費計②	2,236,000
(2)その他経費	
講師謝礼金	15,000
団体謝礼金	-
会場借上費	-
旅費交通費	-
保険料	23,000
雑費	72,000
印刷製本費	-
福利厚生費	-
通信運搬費	5,000
消耗品費	30,000
研修費	15,000
会議費	-
その他経費計③	160,000
事業費計②＋③＝④	2,396,000
2.管理費	
(1)人件費	
給与手当	288,000
法定福利費	-
アルバイト人件費	-
人件費計⑤	288,000
(2)その他経費	
旅費交通費	-
雑費	3,000
印刷製本費	20,000
福利厚生費	-
通信運搬費	-
備品	-
通信費	25,000
会議費	-
リース料	-
会費・参加費	-
消耗品費	23,000
水道光熱費	-
地代家賃	-
租税公課	-
雑損失	-
その他経費計⑥	71,000
管理費計　　⑤＋⑥＝⑦	359,000
経常費用計　　④＋⑦＝⑧	2,755,000
当期正味財産増減額　①－⑧＝⑨	119,000
前期繰越正味財産額　⑩	2,042,950
次期繰越正味財産額　⑨＋⑩	2,161,950

活　動　予　算　書

2027年4月1日～2028年3月31日

特定非営利活動法人　くらしサポートセンターふきのとう

（単位：円）

科　　目	2027年度予算
Ⅰ　経常収益	
1.受取会費	
正会員@1,000　×　口	100,000
賛助会員@3,000×　口	150,000
2.受取寄付金	
受取寄付金	10,000
3.事業収益	
①在宅生活支援事業	
ボランティア事業	1,600,000
②介護保険事業	
支え合い型ヘルプサービス事業	564,000
③福祉有償運送事業	
福祉有償運送事業	900,000
4.受取助成金	
受取助成金	-
5.その他収益	
受取利息	-
雑収入	-
経常収益計 ①	3,324,000
Ⅱ　経常費用	
1.事業費	
(1)人件費	
給与手当　ボランティア事業	1,660,000
給与手当　介護保険事業	288,000
給与手当　福祉有償運送事業	576,000
人件費計②	2,524,000
(2)その他経費	
講師謝礼金	15,000
団体謝礼金	-
会場借上費	-
旅費交通費	-
保険料	23,000
雑費	144,000
印刷製本費	
福利厚生費	
通信運搬費	5,000
消耗品費	30,000
研修費	15,000
会議費	
その他経費計③	232,000
事業費計②＋③＝④	2,756,000
2.管理費	
(1)人件費	
給与手当	288,000
法定福利費	-
アルバイト人件費	-
人件費計⑤	288,000
(2)その他経費	
旅費交通費	-
雑費	3,000
印刷製本費	20,000
福利厚生費	-
通信運搬費	-
備品	-
通信費	25,000
会議費	-
リース料	-
会費・参加費	-
消耗品費	23,000
水道光熱費	-
地代家賃	-
租税公課	-
雑損失	-
その他経費計⑥	71,000
管理費計　⑤＋⑥＝⑦	359,000
経常費用計　④＋⑦＝⑧	3,115,000
当期正味財産増減額　①－⑧＝⑨	209,000
前期繰越正味財産額　⑩	2,161,950
次期繰越正味財産額　⑨＋⑩	2,370,950